



ADR法(裁判外紛争解決手続)とは、どのようなものか?

裁判外紛争解決手続(ADR法)～紛争解決手段の多様化～

Q

私は資格取得を決意しました。ある雑誌広告に「資格を取得できた方には仕事を紹介します」とあり、さっそく教材を購入し勉強を始めました。しかし、合格して登録料を支払って一年が経過しますが、いまだに仕事が紹介されたことはありません。教材購入費四八万円の返却を業者に申し入れましたが、まったく話し合に応じてくれません。よい方法はないものでしょうか。

A

消費者が事業者と直接交渉をしても解決が得られない場合、裁判を起こして損害賠償請求する方法が考えられます。しかし、現在の裁判は、①解決までに時間がかかる、②費用が高い、③手続が複雑、④経過や結果が公開されてしまう等の問題が指摘されており、一般的には敷居が高いのが現状です。

そこで、利用しやすく柔軟に解決を図ることができる制度として、平成十

六年十二月一日に「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR法)」が公布され(平成十六年法律第一五一号)、平成十九年四月一日に施行されることになりました(平成十八年政令第一八五号)。

■ ADRの概要

(1) ADRとは

ADRとは、Alternative Dispute Resolutionの略であり、裁判外紛争解決手続のことです。つまり、訴訟手続によらず民事上の紛争を解決しようとする当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続のことです。「仲裁」「調停」「斡旋」「助言」等の解決方法を広くいいます。例えば、①裁判所において行われている民事調停や家事調停、②行政機関が行う建設工事紛争審査会、公害等調整委員会等、③弁護士会、社団法人その他の民間団体が行う手続です。

(2) ADR法とは

ADR法の正式名称は「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」と言います。この法律は、裁判外紛争解決手続についての基本理念、国・地方公共団体の負う責務、民間事業者の行う和解の仲介等について定めています。主な内容は、①裁判外紛争解決手続の基本理念を定めること、②裁判外

紛争解決手続に関する国等の責務を定めること、③裁判外紛争解決手続の中止等、特別の効果が与えられることがあります。つまり、紛争の当事者がその解決を図る方法を選択することを容易にし、国民の権利利益の適切な実現にあります。つまり、紛争解決手段の多様化をねらいとしています。

裁判外紛争解決手続は、厳格な手続に従い行われる裁判に比べて、当事者の意向に従い、自由に進めていくことができます。例えば、申立方法も電話や簡易な書面の提出により、受け付けてくれる機関があります。また、当事者の合意に従い、時間も自由に設定できます。もし、仲裁で迅速な解決が図れます。さ

(3) 目的と長所

従来、ADRが定着しなかった原因として、①情報が不十分なため、国民にとって利用に不安があること、②利用の支障となる制度上の制約(弁護士法の制約、時効中断の効力がない)があつたことが指摘されています。したがつて、裁判外紛争解決手続のうち和解の仲介業務を行う民間事業者について、その申請により、法務大臣が、一定の要件を満たすことを認証し、認証を受けた民間事業者(「認証紛争解決事業者」)の措置には、一定の法律的な効果が与えられる仕組みを作りました。

すなわち、①認証業務であることを独占して表示することができます。したがつて、裁判外紛争解決手続のうち和解の仲介業務を行つても、報酬を得て和解の仲介の業務を行うことができる

こと(弁護士法第七二条の例外)、③認証紛争解決事業者の行う和解の仲介の手続における請求により時効が中断す

ること(ただし、和解の仲介手続終了後一ヶ月以内の訴訟が条件)、④認証紛

争解決事業者の行う和解の仲介の手続においては、時効の中止、訴訟手続の中止等、特別の効果が与えられます。

■ ADRの特徴

(1) 手続の種類による分類

①助言型…当事者間の自主的な解決を促すために第三者が助言を行うもの(相談)

②調整型…当事者間の合意により紛争の解決を図ろうとするもの(調停、斡旋)

③裁断型…あらかじめ第三者の審理・判断に従うという一般的な合意の下に手続を開始するもの(仲裁)

④提供主体による分類

①司法型…裁判所内で行われるもの(民事調停、家事調停)

②行政型…独立行政委員会や行政機関

(2) ADRの分類

①助言…当事者間の自主的解決を図るために、第三者(相談員)がアドバイスを行います。相談員は当事者の間にいることはなく、一方の当事者に対する相談です。

②調整型…当事者間の合意により紛争の解決を図ろうとするもの(調停、斡旋)

③裁断型…あらかじめ第三者の審理・判断に従うという一般的な合意の下に手続を開始するもの(仲裁)

④提供主体による分類

①司法型…裁判所内で行われるもの(民事調停、家事調停)

②行政型…独立行政委員会や行政機関

(3) ADRによる解決方法

①助言…当事者間の自主的解決を図るために、第三者(相談員)がアドバイスを行います。相談員は当事者の間にいることはなく、一方の当事者に対する相談です。

②調整型…当事者間の合意により紛争の解決を図ろうとするもの(調停、斡旋)

③裁断型…あらかじめ第三者の審理・判断に従うという一般的な合意の下に手続を開始するもの(仲裁)

④提供主体による分類

①司法型…裁判所内で行われるもの(民事調停、家事調停)

②行政型…独立行政委員会や行政機関

(4) ADRによる解決方法

①助言…当事者間の自主的解決を図るために、第三者(相談員)がアドバイスを行います。相談員は当事者の間にいることはなく、一方の当事者に対する相談です。

②調整型…当事者間の合意により紛争の解決を図ろうとするもの(調停、斡旋)

③裁断型…あらかじめ第三者の審理・判断に従うという一般的な合意の下に手続を開始するもの(仲裁)

④提供主体による分類

①司法型…裁判所内で行われるもの(民事調停、家事調停)

②行政型…独立行政委員会や行政機関

(5) ADRによる解決方法

①助言…当事者間の自主的解決を図るために、第三者(相談員)がアドバイスを行います。相談員は当事者の間にいることはなく、一方の当事者に対する相談です。

②調整型…当事者間の合意により紛争の解決を図ろうとするもの(調停、斡旋)

③裁断型…あらかじめ第三者の審理・判断に従うという一般的な合意の下に手続を開始するもの(仲裁)

④提供主体による分類

①司法型…裁判所内で行われるもの(民事調停、家事調停)

②行政型…独立行政委員会や行政機関

(6) ADRによる解決方法

①助言…当事者間の自主的解決を図るために、第三者(相談員)がアドバイスを行います。相談員は当事者の間にいることはなく、一方の当事者に対する相談です。

②調整型…当事者間の合意により紛争の解決を図ろうとするもの(調停、斡旋)

③裁断型…あらかじめ第三者の審理・判断に従うという一般的な合意の下に手続を開始するもの(仲裁)

④提供主体による分類

①司法型…裁判所内で行われるもの(民事調停、家事調停)

②行政型…独立行政委員会や行政機関

(7) ADRによる解決方法

①助言…当事者間の自主的解決を図るために、第三者(相談員)がアドバイスを行います。相談員は当事者の間にいることはなく、一方の当事者に対する相談です。

②調整型…当事者間の合意により紛争の解決を図ろうとするもの(調停、斡旋)

③裁断型…あらかじめ第三者の審理・判断に従うという一般的な合意の下に手続を開始するもの(仲裁)

④提供主体による分類

①司法型…裁判所内で行われるもの(民事調停、家事調停)

②行政型…独立行政委員会や行政機関

(8) ADRによる解決方法

①助言…当事者間の自主的解決を図るために、第三者(相談員)がアドバイスを行います。相談員は当事者の間にいることはなく、一方の当事者に対する相談です。

②調整型…当事者間の合意により紛争の解決を図ろうとするもの(調停、斡旋)

③裁断型…あらかじめ第三者の審理・判断に従うという一般的な合意の下に手続を開始するもの(仲裁)

④提供主体による分類

①司法型…裁判所内で行われるもの(民事調停、家事調停)

②行政型…独立行政委員会や行政機関

(9) ADRによる解決方法

①助言…当事者間の自主的解決を図るために、第三者(相談員)がアドバイスを行います。相談員は当事者の間にいることはなく、一方の当事者に対する相談です。

②調整型…当事者間の合意により紛争の解決を図ろうとするもの(調停、斡旋)

③裁断型…あらかじめ第三者の審理・判断に従うという一般的な合意の下に手続を開始するもの(仲裁)

④提供主体による分類

①司法型…裁判所内で行われるもの(民事調停、家事調停)

②行政型…独立行政委員会や行政機関

(10) ADRによる解決方法

①助言…当事者間の自主的解決を図るために、第三者(相談員)がアドバイスを行います。相談員は当事者の間にいることはなく、一方の当事者に対する相談です。

②調整型…当事者間の合意により紛争の解決を図ろうとするもの(調停、斡旋)

③裁断型…あらかじめ第三者の審理・判断に従うという一般的な合意の下に手続を開始するもの(仲裁)

④提供主体による分類

①司法型…裁判所内で行われるもの(民事調停、家事調停)

②行政型…独立行政委員会や行政機関

(11) ADRによる解決方法

①助言…当事者間の自主的解決を図るために、第三者(相談員)がアドバイスを行います。相談員は当事者の間にいることはなく、一方の当事者に対する相談です。

②調整型…当事者間の合意により紛争の解決を図ろうとするもの(調停、斡旋)

③裁断型…あらかじめ第三者の審理・判断に従うという一般的な合意の下に手続を開始するもの(仲裁)

④提供主体による分類

①司法型…裁判所内で行われるもの(民事調停、家事調停)

②行政型…独立行政委員会や行政機関

(12) ADRによる解決方法

①助言…当事者間の自主的解決を図るために、第三者(相談員)がアドバイスを行います。相談員は当事者の間にいることはなく、一方の当事者に対する相談です。

②調整型…当事者間の合意により紛争の解決を図ろうとするもの(調停、斡旋)

③裁断型…あらかじめ第三者の審理・判断に従うという一般的な合意の下に手続を開始するもの(仲裁)

④提供主体による分類

①司法型…裁判所内で行われるもの(民事調停、家事調停)

②行政型…独立行政委員会や行政機関

(13) ADRによる解決方法

①助言…当事者間の自主的解決を図るために、第三者(相談員)がアドバイスを行います。相談員は当事者の間にいることはなく、一方の当事者に対する相談です。

②調整型…当事者間の合意により紛争の解決を図ろうとするもの(調停、斡旋)

③裁断型…あらかじめ第三者の審理・判断に従うという一般的な合意の下に手続を開始するもの(仲裁)

④提供主体による分類

①司法型…裁判所内で行われるもの(民事調停、家事調停)

②行政型…独立行政委員会や行政機関

(14) ADRによる解決方法

①助言…当事者間の自主的解決を図るために、第三者(相談員)がアドバイスを行います。相談員は当事者の間にいることはなく、一方の当事者に対する相談です。

②調整型…当事者間の合意により紛争の解決を図ろうとするもの(調停、斡旋)

③裁断型…あらかじめ第三者の審理・判断に従うという一般的な合意の下に手続を開始するもの(仲裁)

④提供主体による分類

①司法型…裁判所内で行われるもの(民事調停、家事調停)

②行政型…独立行政委員会や行政機関

(15) ADRによる解決方法

①助言…当事者間の自主的解決を図るために、第三者(相談員)がアドバイスを行います。相談員は当事者の間にいることはなく、一方の当事者に対する相談です。